

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

- (1) 金融商品取引法第173条第1項第2号の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為の開始時から終了時までの間（以下「違反行為期間」という。）において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量を超える場合、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

なお、金融商品取引法第173条第7項の規定により、違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合には、上記計算において、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格（有価証券の違反行為の直前の価格として政令で定めるもの）で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものみなす。

- (2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

2. HMT株式に係る取引

- (1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量0株に、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格（885円）で買付け等を自己の計算においてしたものみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量13,200株を加えた13,200株が、違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量0株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格1,044円に当該超える数量13,200株（13,200株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (1,044 \text{ 円} \times 13,200 \text{ 株}) \\ & - (885 \text{ 円} \times 13,200 \text{ 株}) \\ & = 2,098,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、2,090,000円となる。